

男女共同参画に関する「意見等」の申し出について

男女共同参画施策など**市が実施する施策**において、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について要望や改善に関する**ご意見等**を受け付けます。

◎意見等の申し出ができる方は、

「市民（在住・在勤・在学）」、「市内に事業所を有する事業者」、「市内の教育関係者」

◎意見等の申出方法は、

申し出は、意見等申出書（様式）により行ってください。

※申出書の用紙は、受付窓口（人権推進課：市役所本館4階）に備えています。

また、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

提出先は、

窓口の場合：人権推進課（市役所本館4階）

郵送の場合：〒583-8585（住所不要） 羽曳野市 人権推進課 あて

FAXの場合：072-958-8061

メールの場合：jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

◎いただいたご意見等は、

意見等の申出者、施策担当部署の関係者から話を聴くなどの調査を行い、必要に応じて羽曳野市男女共同参画推進審議会に意見を聴き、適切な処理を行います。

なお、次の申し出は処理の対象外となりますので、その場合は意見等申出者に通知します。

【意見等処理対象外事項】

- (1) 裁判所の判決、議会の議決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 明らかに私人間の争いであると認められる事項
- (6) 条例又は規則に基づく羽曳野市男女共同参画推進審議会委員の職務に関する事項
- (7) 意見等の申し出に係る事実のあった日から起算して1年を経過している事項。ただし、正当な理由があると認める場合は、この限りではない。
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、市長が処理することが適当でないとする事項

【羽曳野市男女共同参画推進条例第15条（意見等への対応）より】

市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情（以下「意見等」という。）がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。